第6章 成年後見制度利用促進計画

1 背 景

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどのため、自分ひとりで物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」といいます。)」が施行され、市町村それぞれが、国の基本計画を踏まえながら、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるよう努力義務が課されました。

これを機に、本町では権利擁護に関する取組みを一層強化するため、同年 10 月、社会福祉協議会に「三種町権利擁護センター」を開設して体制整備を図るとともに、成年後見制度に関する相談支援や日常生活自立支援事業との利用調整、法人後見業務等を積極的に展開してきました。また、平成 30 年度からは県内でも早い取組みとなる市民後見人の養成にも着手しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、平成 22 年策定の第1期計画及び平成 27 年策定の第2期計画においても、既に成年後見制度の利用促進が今後推進すべき事項として位置づけられてきましたが、利用促進法の中で市町村に一定の役割が付与されたことを受け、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、支援体制の一層の強化を目指し「三種町成年後見制度利用促進計画」を策定することとしました。

2 計画期間

国の基本計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までの概ね 5 年間を念頭に定められていますが、本町の計画は第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

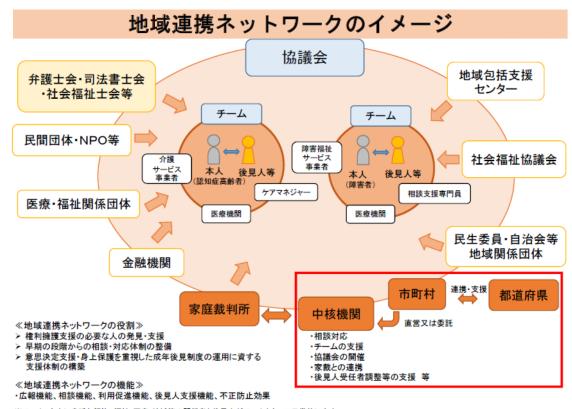
3 成年後見制度利用促進に向けた施策

(1)権利擁護のための地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

権利擁護の支援を必要とする人を地域で発見し、必要な支援に確実に結びつけていくため、親族や法律、福祉、医療、地域団体等が連携・協力する「地域連携ネットワーク」の体制づくりに取り組みます。

地域連携ネットワークは、「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応」と「地域における『協議会』等の体制づくり」の二つの基本的仕組みを有するものとして構築し、これを適切に運営していくための「中核となる機関」の設置が必要となります。この中核となる機関として「三種町成年後見支援センター(仮称)」を設置し、地域連携ネットワークに関係する団体等とのコーディネートや対応強化の推進役としての役割を担わせることとします。

また、地域連携ネットワーク及び中核機関には、①広報、②相談、③成年後見制度 利用促進、④後見人支援の4つの機能を段階的・計画的に整備するとともに、⑤後見 人等の不正防止効果にも配慮していきます。



※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

〈内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイントより抜粋〉

(2) 市民後見人の育成・活動の推進

これから迎える超高齢社会の中において、家庭の扶養能力や地域での助け合い機能が低下し、成年後見制度のニーズは高まっていくと予想されます。そうした場合、将来的に後見人となりうる人材を地域で確保できない可能性があります。

このため、三種町成年後見支援センター(仮称)において、身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組みます。また、成年後見人として活動していくために必要な知識・スキルの習得を目的とした研修会や事例検討の場などを設け、市民後見人が適切に活動できるよう支援し、活用の推進を図ります。

(3)成年後見制度の利用支援

①町長申立て

判断能力が十分でなく、かつ親族等から支援が受けられない人に対しては、町長が代わって審判の申立てを行うことになります。町長申立ての手続を行うにあたっては、三種町成年後見支援センター(仮称)や地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を図り、適切かつ円滑な制度利用につなげていきます。

②費用助成

成年後見制度の利用を必要とする人で、その費用の負担が困難であるものに対し、申立て費用や後見人等に対する報酬の助成を行い、必要なときに制度を利用できるよう支援を行います。